

平成28年12月26日

第 1 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成28年12月26日（水）午後2時30分

場 所：シティプラザすぎや 4階 瑞雲の間

付議事項

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第57号 非農地証明申請について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

2番 生田 政行	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛	5番 谷 正典
6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教	9番 横段 登
10番 榎 真太郎	11番 舩田 定則	12番 佐伯 孝行	13番 出来 悦次
14番 林 武彦	15番 水場 守信	16番 北村 正次	17番 平本 真人
18番 高橋 靖之	19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則	21番 山城 和彦
22番 長迫 秀	23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生	26番 灰原 松二
27番 横村 満	28番 大道 正孝	29番 土井 光弘	30番 棕開地 省二
31番 金原 茂之	32番 中野 勇平	33番 坂 孝好	34番 長本 憲
35番 藤原 広	36番 谷 恵介	37番 田中 みわ子	38番 土井 正純

欠席委員

1番 荒谷 博司 25番 三戸 正宏

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 庭月野主任

(午後2時30分)

議長（倉本）：皆さんこんにちは。出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第12回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、13番 出来委員、31番 金原委員を指名します。

また、本日の欠席通知は、1番 荒谷委員、25番 三戸委員から出ております。

委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようマナーモードにしてください。よろしくお願いいたします。

議長：事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。事前送付しております議案書の外に、本日「資料1 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数積算」、「平成28年度 全国農業図書 普及推進図書」を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広大広1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は339㎡の第3種農地です。譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため子供に農地を贈与するもので、譲受人は申請農地を譲り受け、経営規模を拡大しようとするものです。営農計画は、果樹の作付けを行う予定です。経営面積は、自作地だけで20アールありますので、旧呉地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員：6番 前田です。写真のとおり果樹が作付けできるよう整地されている。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字幸野浜〇〇〇番〇、地目は畑、面積は158㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は体調がすぐれず耕作困難なため譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地が約29アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出 来 委 員：13番 出来です。譲受人は申請地の近くに居住し農業をしている。高齢ではあるが、大変元気で、当分は農業を続けるということであり、何ら問題はないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町大浦字東谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は96㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は町外に居住しており耕作困難なため譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、自作地が約10アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重 森 委 員：24番 重森です。この案件も高齢者ではありますが、元気で「県民の浜」に野菜を納めている。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は326㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備として利用するものです。規模等につきましては、隣接地と併用して、発電容量46.4kw、太陽光パネル224枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番 平本です。申請者は農業を行っているが、子供は娘が二人であり農業の継続は困難ということで、申請地の日当たりが大変良いということもあり太陽光発電ということになった。申請地の上と下に田があり、排水等を確保しないと迷惑がかかるので、業者に排水をキチンとするよう指示したところ対応しますということなので了承した。ご審議のほどをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、宮原1丁目〇〇〇番、地目は畑、面積は142㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電事業、建設業を営む譲受人が、譲渡人から申請地を贈与により譲り受け、簡易倉庫1棟を建設するとともに、木材等の資材置場として利用しようとするものです。関係法令につきましては「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員：6番 前田です。譲渡人は遠方に居住しており、申請地は耕作できず放置されている。土地の有効活用という面で仕方がないと思う。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、川尻町西2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は32㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場として利用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場2台分を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平本委員：17番 平本です。申請地は写真のとおりほぼのり面で、これを整地して駐車場2台分を確保するというもので特に問題はないと考える。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第57号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、大山町〇〇〇番、地目は畑、面積は161㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和62年頃より耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前田委員：6番 前田です。写真のとおり長期放置されており、仕方ないと思う。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、宮原13丁目〇〇〇番、地目は田、面積は92㎡の第3種農地です。

申請の事由につきましては、昭和27年頃より耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

前 田 委 員：6番 前田です。写真のとおり長期放置されており、仕方ないと思う。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町渡子2丁目〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、現況は山林及び原

野、面積は合計で250㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成元年頃耕作を放棄したためか廃したとして、現認書を添付のうえ、山林及び原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

榎 委 員：10番 榎です。1カ所は竹藪となっており耕作できる状態ではない。もう1カ所の2筆もかざらや雑木が生え、手が付けられない状態となっている。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：つぎに、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の6ページから9ページをご覧ください。まず始めに6ページ、市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が2件、7ページから9ページ農地法第5条の規定による届出が9件、計11件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：つぎに、その他の事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本日配付しました「資料1 平成28年度 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数積算」をご覧ください。表の見方ですが、左から「地区名」「支所名」「所管区域名」を記載し、その右に所管区域ごとの「田の台帳面積」「畑の台帳面積」「田と畑の合計台帳面積①」を記載しています。その右「調査結果②（非農地面積）」は、毎年行っています「農地台帳に関する調査」での農家からの回答で「耕作していない、山になっている」という回答があった農地の面積を集計したものです。①から②を差し引いた数値が、「耕作中、復元可能農地」となり、地区ごと及び呉市全体の合計を記載しています。この「耕作中、復元可能農地面積」の呉市合計数値1,955ヘクタールをもとに、12月呉市議会で「呉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」を提案し議決していただいております。農業委員会の委員の定数につきましては、呉市の農業者数6,040、農地面積1,955ヘクタールを「農業委員会等に関する法律」施行令第5条の基準の表に当てはめ、農業委員の定数を19人としています。農地利用最適化推進委員の定数につきましては、一人が100ヘクタールを担当するとされており、同法施行令第8条の基準により、農地面積1,955ヘクタールを100で除して、20人としています。また、農地利用最適化推進委員の地区割りについては、表の第1地区から第4地区の地区ごとの合計農地面積が概ね500ヘクタールであることから各地区5人の割り当てとしています。今後の予定ですが、1月発行の市政だより及び農業委員会のホームページで広報を予定しています。委員の皆様には、次期の農業委員の過半が認定農業者とすること、女性農業者、青年農業者の登用などの要件がありますので、関係者への情報提供にご協力をお願いします。

議 長：今までを通じて何かございませんか。

議

長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回総会は、平成29年1月31日 火曜日 午前10時から
場所は、呉市役所 7階 755～758号室 です。

議

長：以上で平成28年第12回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午後3時00分)